

メールアドレス kugikai@city.chiyoda.lg.jp

ホームページアドレス <http://kugikai.city.chiyoda.tokyo.jp>



途がついた段階で、区が直接実施していくとの考えが示されました。

次に、「ヘルパー・ベビーシッター利用助成制度の設立を求める陳情について」審査しました。現在のヘルパー及びベビーシッター派遣制度は、ニーズに対して一定の効果を發揮してきたが、保護者の声や利用実績を踏まえて、区として制度の改善を検討しており、新制度は来年度予算の中で明らかにしたいとの考えが示されました。

これら2件は、区の考え方が陳情の趣旨に沿っており、委員会として趣旨を汲んでいくことを全会一致で決定しました。

「区立麴町保育園の民営化計画に対する陳情について」は、委員から民営化に伴うリスク回避方法や出来るだけ早期に協議会を開催すべき等の質疑や意見がありました。現在、協議会の開催に向けて区と保護者が事前の打ち合わせを行っている最中であることから、引き続き調査を行うことにしました。

この他、3件の陳情については、いずれも継続して審査することにしました。

また、陳情審査以外の事案として、「生活環境条例の指定地区拡大」について、担当課長から報告を受けました。

当条例は平成14年から施行され、路上喫煙等に過料が適用される指定地区を順次拡大してきました。今回、主に麴町地域がその対象地区に追加され、皇居を除く区内面積約83%が指定地区になりました。残る地域は霞ヶ関・永田町地域だけとなり、当地域も平成21年度を目途に指定したいとのことでした。

特別委員会

まちづくり特別委員会

「神田駅周辺のまちづくり」について、担当課長から報告がありました。

まず、この地域のまちづくりと関わりのある「神田駅周辺環境整備懇話会」の検討状況について説明がありました。懇話会の中で、日本橋などの多方面から集客を図ったり、賑わいのあるまちづくりなど、この地域の将来像を共有し、その実現化に向けた方策を検討していくことになりました。

また、これまでの懇話会を中心とした地域の意見や、当委員会での議論等を踏まえて、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が「神田駅及び駅周辺の整備イメージ」を作成しました。今後、このイメージに基づき、耐震等調査を行い、駅改良の詳細設計を行っていくとのことです。その際、区はこのまちづくりの調整役として、緑化を含め、歩道や広場などの設置を、JRの協力を得て実施していくとの説明がありました。

今後、神田駅を中心に、その周辺の整備が地域まちづくりにとって大変重要であるため、委員会としても引き続き議論を重ねていきます。

観光施策特別委員会

7月29日に行われた、産業観光推進分科会の内容について分科会長から報告がありました。

分科会の論議の中で、秋葉原の観光的魅力については、サブカルチャー的なことや発信性を含めて多種多様であることから、現地を調査する必要がある。このため、秋葉原の実態を学習し論議しているとの報告がありました。

次に、7月22日に丸の内地区で実施した、行政調査の報告書について確認をしました。その後、委員会は一旦休憩し、その間、皇居の施設等についての勉強会を開催しました。委員会では、今後さらに調査目的を固め、

観光資源の観点から、皇居東御苑や皇居内の参観ルートの現地調査について実施することを確認しました。

子ども施策特別委員会

「次世代育成の理念を考える検討会議」の概要の報告を担当課長から受けました。

教育基本法の改正等により、「教育の振興に関する基本計画及び教育行政の基本方針」の策定が求められているため、区が現在策定中の「共育マスタープラン」の基本的な考え方について、検討会議委員から意見が出されたとのことです。

その中で、昭和59年に出された「教育と文化のまち千代田区宣言」が区の特徴をとらえたものになっていて、この宣言に掲げている五つの目標を中心に理念を考えたらどうかという意見を強く頂いたとのことでした。

この報告に対して委員からは、「次世代育成後期行動計画と論議が重複する部分があるので、会議の進行にあたっては、こども・教育部のコーディネイトが大切である」、「本区の子どもの実情に合わせた共育マスタープランにするべきで、コンサルタント任せになることなく、区自ら策定すべき」等の意見が出されました。

この他、「共育マスタープランの法的的位置付け」や「今後の検討会議の論議の方向性」について質疑がありました。

交通バリアフリー特別委員会

担当課長から、地下鉄神保町駅のバリアフリー勉強会の進捗状況の説明を受けました。

この勉強会は、千代田区と東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、東京都交通局（都営地下鉄）の3者で、さらなるバリアフリー化の要望の高い神保町駅について、技術的・構造的な検証、用地確保などを検討するため、設置したものです。

勉強会では、地下ホームから地上までのエレベーター設置箇所に関して、地上用地と地下の既存構造物との位置関係など4箇所の設置可能性について研究をしたとのことでした。

今後は、この4箇所以外にも、エレベーター設置の可能性について研究を進めていく予定であるとの説明がありました。

また、委員会では、バリアフリー推進を鉄道事業者とともに考えていくため、各事業者との懇話会の開催に向けて、引き続き調整・検討をしていくことを確認しました。



地球温暖化対策特別委員会

地球温暖化対策条例は本年1月1日に施行されましたが、温暖化対策の推進制度を定めている第17条から第19条及び第21条については、まだ施行されていません。

委員会では、配慮行動の促進や低炭素社会の形成、経済的支援、推進体制などに関し、具体的推進制度の施行に向けた、区の検討状況について説明を受けました。

委員からは、二酸化炭素の削減に努力した事業者の公表や表彰について、事業所の社会貢献を多様なかたちで評価する仕組みを、幅広く意見を聞きながら検討するべきではないかという指摘がありました。また、温暖化対策推進のための、区民や事業者などの適切な負担のあり方についても、意見が出されました。

担当部長から、推進制度については、今後時間をかけて、さまざまな方々から意見を聞きながら、検討を進めていくとの説明がありました。

委員会では、引き続きこれらの推進制度について、議論を進めていきます。